

消費税率改定に関する取扱いについて

毎々、J U岐阜羽島オートオークションにご参加賜り誠にありがとうございます。

令和元年10月より消費税率が10%に改定されることに伴い、当会場での消費税率の取り扱いを下記の通りとさせていただきます。

各位におかれましては、ご一読いただき、十分ご理解いただいた上でご参加たまわりますようお願い申し上げます。

第1721回AA（令和元年9月28日開催）

		車両代金	出品料	成約料	落札料	各ペナルティ
せり当日		8%	8%	8%	8%	内税表記の為 規約に定める 金額
即決 成約	～9/30	8%	8%	8%	8%	
	10/1～	10%	8%	10%	10%	

10月以降に新たに発生した金額は消費税率10%となります。
尚、出品料に限り、10月以降に即決成約した場合でも、
既に9月28日発行の精算書にて計上済みとなりますので
消費税率は8%のままとなります。

『9月以前に成約した車両が10月以降にクレーム処理を行った場合』

- 値引き、またはキャンセルの場合、消費税率は成約時の8%となります。
- 陸送費・諸経費等、実際に費用が発生した日付（陸送を行った日付等）が9月までの場合は8%、10月以降の場合は10%となります。

令和元年10月以降は、全て消費税率10%でのお取引となります。

但し、各ペナルティは内税表記の為、10月以降も規約に定める金額を継続いたします。